

応急仮設住宅の目的外使用について

被災者以外の方への応急仮設住宅の貸付けが出来ることとなりましたので、お知らせします。

1. 目的外使用の用途

- (1) 地元に戻りたいが、実家が被災し住む家がない者の住宅
- (2) 被災地で就職し定住を希望するが住む家がない者の住宅
- (3) 都市再生区画整理事業などの復興関連事業で一時的な転居を必要とするが住む家がない者の住宅
- (4) 町の復興事業等において、町長が特に必要と認める者の住宅

2. 使用料

間取り 年額

1DK 180,000円

2DK 270,000円

3K 360,000円

※貸付期間が1年未満の場合は月割計算、当該期間が1月未満の場合は日割計算により、計算した額となります。

3. 使用の許可期間

貸付期間は1年以内で、期間の終期は3月31日までとなります。

4. その他

- ・応急仮設住宅は、被災者が再建した後に解体するものです。
- ・恒久的な住宅として提供するものではありませんので、入居した後でも賃貸物件等を常に探すようお願いします。
- ・貸付けを希望される場合は、事前に生活支援課住宅係までご連絡ください。